<u>衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会への申立用紙と提出</u> 方法について

> 平成 25 年 7 月 1 日 衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会事務局

1. 申立書の届出

衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会(以下「委員会」という)へ申立てを行おうとする者は「申立書 様式1」「申立書 様式2」に必要事項を記載のうえ以下へ封書にて送付または届け出て下さい。

提出先

住所:〒107-0052 東京都港区赤坂 2-8-2 AT ビル 4F

宛先:一般社団法人衛星放送協会内「衛星放送のプラットフォームガイド

ラインに関する委員会 事務局 宛

※封書の裏面に「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員 会への申立書」在中として下さい。

- 2. 申立ての受理および「審理案件」とするかの決定について
 - (1)委員会は申立書を開封後「申立て番号」および「受付日時」を申立人に通知します。
 - (2) 委員長は委員会事務局が行う関係者への事前調査を参考に「審理案件」とするか否か決定し通知します。(別紙3) 決定の通知は原則受付日時から2週間以内としますが、案件のよっては遅れる場合があります。
- 3.「申立て書」の扱いについて

「申立て書」は調停のためのみに使用され、第三者に開示されることはありません

4. 連絡先

一般社団法人衛星放送協会

電話番号 03-6441-0550 FAX 03-6441-0600

申立書 様式1

(スペースが不足する場合は記入者にて「別紙」として追加してください)

衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会 御中

申 立 書

年 月 日

「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」の運用に関して、以下の通り申立てを致します

1. 申立者

事業者			住所		
名					
代表者					
名	(FI)				
担当者	フリカ゛ナ				
	氏 名				
	役 職				
	電話番号				
	電子メール				

- 2. 申立に係る事業者名(相手先または関係者等)
- 3. 抵触すると主張するガイドラインの項目

4.	抵触すると主張する内容および意見				
5.	協議の経緯				
6.	別添資料				
	無				
	有 (
事證	5局記入欄				
J. 17.	受理日付				
	申立て番号				

申立書 様式2

「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」申立ての基準

第	第1ステップ 以下の全項目が当てはまること					
運営規則条項		内 容				
	規則 9-(1)	スカパー!の定めたガイドラインに関するもの				
	規則 9-(2)	放送事業者とスカパー!との話し合いが相容れない状況になってい るもの				
	規則 9-(3)	裁判で係争中あるいは公正取引委員会で審判中の問題ではないもの				
第2ステップ 以下のいずれか1項目以上、または類する事項が当てはまること。						
自主ガイドライ ン条項目		内容				
	∏-1-(1)	役務と提供条件の関係の透明性				
	∏-1-(2)	広告宣伝・販売促進の考え方				
	I I −1−(3)	マーケティングデータの有効活用				
	П−1−(4)	衛星放送事業者への役務提供開始手続き				
	II -1-(5)	役務提供停止および契約解除に係る手続き				
	II -2-(1)	スカパー!と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性				
	II -2-(2)	パック・セット組成への関与				
	∏ −2−(3)	プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性				
	II -2-(4)	その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き				
		その他類する事項				